

# 中海

なかうみ

鳥取県米子市、境港市、島根県松江市、安来市



①枕木山からの中海



[登録番号] 1551

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 8,043ha

[湿地のタイプ] G: 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟、Q: 永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区 [国際登録基準] 5、6

## 湿地の概要

中海は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖である。面積は約9,200ヘクタールで、国内5番目の面積を有する湖である。水深は平均5.4m、最深部で8.4mである。湖の中には、主として島根県松江市に属する江島と大根島などの島があり、江島と鳥取県境港市は江島大橋で結ばれている。

日本海から流入する海水の影響により、中海の塩分濃度は海水の約2分の1と、宍道湖の海水の約10分の1に比べて濃い。

## 湿地にかかわる動植物

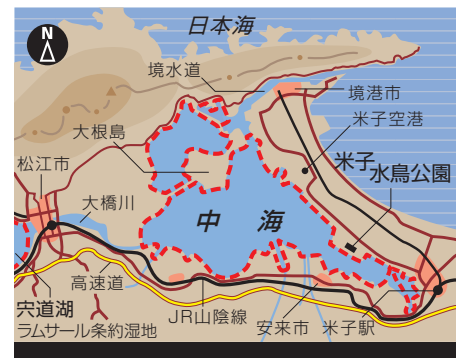
中海一体は山陰地方でも有数の野鳥の生息地であり、国指定の鳥獣保護区特別保護地区に指定され、国内で確認される野鳥の約4割が確認されている。

米子水鳥公園には、秋から春先にかけて、コハクチョウや多くのカモ類が飛来し、国の天然記念物であるマガン、ヒシクイも飛来する。また、国際自然保護連合の国際的絶滅危惧種であるクロツラヘラサギや、日本で生息数が非常に少ないヘラサギも例年飛来している。過去には、国際的希少種であり減少著しいヘラシギやカラフトアオアシシギが確認されている。

同じ水系の同じ汽水湖だが、二つの湖にはそれぞれの特色があり、淡水性および海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有する。

1963年以降、新たな農地確保のため干拓事業が始まったが、市民運動や減反政策で干拓事業は中止となった。干拓事業の過程でできた池に水鳥が集まり、この干拓地は米子水鳥公園として整備された。

2017年には、魅力的な地形・地質・自然遺産と伝統・歴史・文化が認められ、島根半島・宍道湖中海ジオパークとして日本ジオパークに認定された。



②コハクチョウ



③米子水鳥公園

## 保全・管理の取組

中海は、1945年頃、透明度が高く、泳げる状態であった。その後の水質悪化を受けて、1991年3月に湖沼水質保全計画が鳥取県及び島根県により策定され、水質目標値が設定された。その後、両県の協定に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、2010年に「中海会議」が創設された。毎年、沿岸自治体の首長や国の関係機関が一堂に会して、水質改善、ワイズユースなどの取組について協議、検討している。

現在は、2020年に第7期の湖沼水質保全計画が策定され、下水道の整備を含む生活排水対策、浅場の造成・沿岸部の覆砂などの各種施策により、計画で定めた水質目標値の達成を目指している。

様々な事業により、中海の水質は長期的に改善傾向にある。米子湾は、水質改善の必要性が高い地点として2014年度に設定した透明度2mという目標を、2020年度、2021年度と2年連続して達成している。



④中海五感モニターによる調査



⑤中海でのサイクリングのイベントの様子



⑥中海一斉清掃の様子

## ワイズユースの取組

中海の貴重な自然環境を保全しながら、ワイズユースの普及促進を図るため、関係機関が地域住民や関係団体と連携して様々な事業を行っている。自然豊かな水辺環境を実感できる周遊サイクリングコースを2014年に設定し、サイクリングの一大聖地を目指して各種整備を進めている。また、環境を活かしてマリンスポーツ等が楽しめる拠点づくり、各種スポーツイベントの開催等による地域振興を図っている。

各種水産資源の持続可能な利用を進め

るため、養殖試験や稚魚放流等による資源回復、それらを活用したメニュー開発や食文化の復活等にも取り組んでいる。

ワイズユースを将来にわたり続けるため、子供たちを対象として、他のラムサール登録湿地で活動する子供たちとの交流を通じた意識向上を図る等、次世代の育成を行っている。また、毎年6月には、中海の沿岸5市が連携して中海・宍道湖一斉清掃を実施し、周辺住民の中海の保全・再生・ワイズユース意識の醸成を図っている。

## 関連自治体

米子市役所 ☎0859-22-7111 / 境港市役所 ☎0859-44-2111 / 松江市役所 ☎0852-55-5555 / 安来市役所 ☎0854-23-3000

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 [https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

## 中海(なかうみ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 鳥取県庁(①⑤)、米子水鳥公園(②③④)、境港市役所(⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03